



2023年7月31日

各 位

会社名 九州電力株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
(コード番号: 9508 東証プライム・福証)
問合せ先 ビジネスソリューション統括本部
地域共生本部 事業法務グループ長 松本悟朗
TEL. (092) 761-3031

公正取引委員会からの排除措置命令等に対する取消訴訟の提起について

当社及び九電みらいエナジー株式会社は、2023年3月30日、九州地区及び関西地区における特別高圧電力及び高圧電力の官公庁等の入札契約に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令（九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令のみ）を受けました。

（2023年3月30日お知らせ済み）

当社は、今回の行政処分の事実認定等に関し、同委員会との間で見解の相違があることから、各命令の内容や証拠について精査・確認のうえ今後の対応を慎重に検討してまいりましたが、本日開催の取締役会において、各命令に対する取消訴訟を提起することを決議いたしました。

今後、取消訴訟において当社の考え方を説明し、司法の公正な判断を求めてまいります。

当社としましては、本件取消訴訟の提起及びその結果にかかわらず、二度とこのような疑いをもたれることのないよう2023年4月27日に公表しております独占禁止法を含む法令等遵守の取組み（別紙参照）を着実に実施しながら、取組みの一層の強化を図ってまいります。

お客さまをはじめ関係者の皆さんにおかれましては、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

法令等遵守のための取組みについて

九 州 電 力 株 式 会 社
九電みらいエナジー株式会社

2 0 2 3 年 4 月 2 7 日

- 当社及び九電みらいエナジー株式会社は、特別高圧電力及び高圧電力の供給に関して、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」に違反しているとして、公正取引委員会より、2023年3月30日付けで、排除措置命令及び課徴金納付命令（九電みらいエナジー株式会社は排除措置命令のみ）を受けました。
- 当社らは、このたびの命令を厳粛に受け止め、二度とこのような疑いをもたれることのないよう、独占禁止法を含む法令等遵守のために取り組むべき事項を取りまとめました。
- なお、取りまとめにあたっては、弁護士など専門家の知見をいただきながら、社外有識者及び社外取締役等を含むコンプライアンス委員会において審議し、その結果を反映しています。

- 本件の事実認定等に関しては、現時点では公正取引委員会との間で見解の相違もあり、排除措置命令等の内容を精査・確認しているところですが、本件につきまして公正取引委員会から疑いを持たれた原因としては、競争事業者と接触するだけでも独占禁止法違反の疑いを持たれるリスクがあることなど、独占禁止法についての理解が不十分な面があったまま、競争事業者との間で面談を行っていたことなどと考えています。
- 公正取引委員会より独占禁止法違反を認定されたことを厳粛に受け止め、独占禁止法違反を疑われる行為を「しない」ための意識・組織風土改革や、「させない」ための体制及び仕組みを整備するため、次の各取組みを実施します。

(1) 独占禁止法の理解・意識の向上 【「しない」ための取組み】

① 「コンプライアンス行動指針」の内容拡充

役員・従業員が判断に迷ったときの行動基準やステークホルダーとの関係における留意点などを具体的に記載した「コンプライアンス行動指針」について、今回と同様の事案を二度と起こさないという観点から、内容を拡充し、全役員・従業員へ周知徹底【強化】

[主な改正内容]

- ・ 排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた旨を記載
- ・ 競争事業者との関係における留意点や問題行動の記載を拡充

② 教育・研修の実施

全役員・従業員を対象に、排除措置命令の内容や、独占禁止法遵守のための具体的な行動基準について研修を実施【強化】

[主な内容]

- ・ 本事案の具体的問題点、役員・従業員が留意すべき点や競争事業者と接する際の遵守事項
- ・ 独占禁止法上問題となり得る行為（言動）及びそうした行為を疑われないための具体的な行動基準

（2）独占禁止法遵守体制の整備及びけん制機能の強化【「させない」ための取組み】

① 「独占禁止法遵守規程」の制定

当社における独占禁止法遵守に関する取組み及び体制に関する規程を制定 [新規]

[主な内容]

- ・ 独占禁止法遵守のために役員・従業員が遵守すべき事項を定め、違反した場合には懲戒処分等の対象とする旨を明記
- ・ 独占禁止法違反が疑われる行為を行った場合や、見聞きした場合は法務部門等へ申告する旨を明記
- ・ 独占禁止法違反行為の自主的な申告・調査協力があった場合には同違反行為の懲戒処分等において考慮（社内リニエンシー）

② 「不当な取引制限（カルテル・入札談合）防止マニュアル」の制定

「独占禁止法遵守規程」に基づき、カルテル等を防止するため、カルテル等に関する基礎知識や競争事業者との接触時の注意点及び遵守事項（ルール）について定めるマニュアルを制定 [新規]

[主な内容]

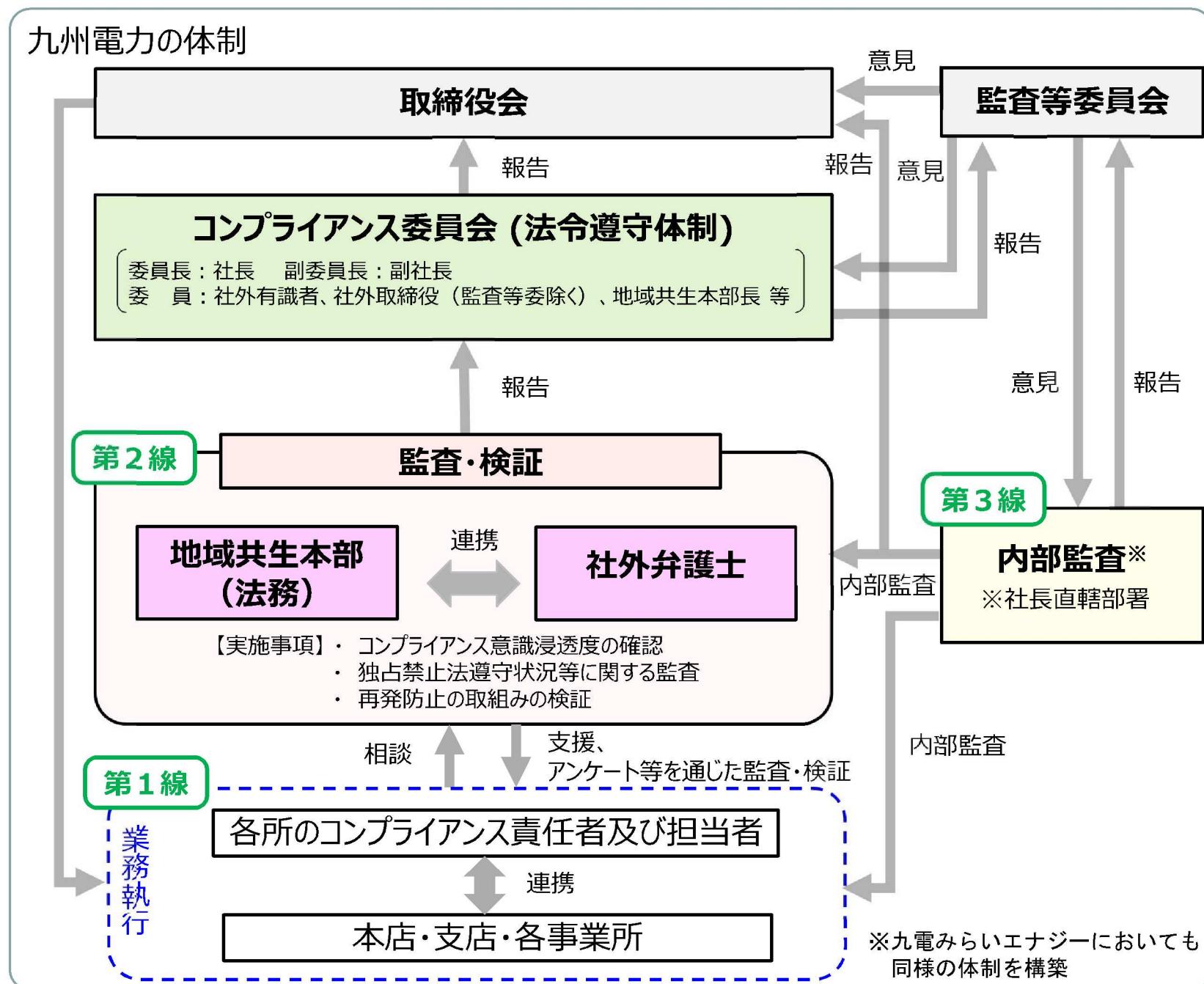
- ・ 競争事業者との接触時の遵守事項（競争情報の交換禁止等）や、不適切な働きかけ（競争制限的な合意・競争情報の交換持掛け等）があった場合の対応手順を明記
- ・ 上記の遵守事項・対応手順を記載した確認シートをもとに、電気・都市ガス事業者との接触前の自己確認の実施を義務付け
- ・ 電力小売部門等を対象に旧一般電気事業者等との接触時における法務部門への事前申請・事後報告の実施

③ けん制機能の強化及び取組み等の検証

独占禁止法遵守状況等に関する監査を行うとともに、外部人材（社外弁護士）による再発防止の取組みの検証を実施〔新規〕

[主な内容]

- ・ 独占禁止法違反リスクの検知や競争事業者との接触ルールの遵守状況等の把握を目的に、全役員・従業員を対象にアンケートを実施し、その結果をもとに、法務部門及び社外弁護士が個別調査（ヒアリング、資料提出等）を実施
また、電力小売部門等を対象に、特に旧一般電気事業者等との会合などについて個別調査を実施
- ・ アンケートでは、独占禁止法の理解・意識の浸透度や競争事業者との接触ルールの制定などの再発防止の取組みの効果についても併せて確認し、取組みの改善に繋げる
- ・ 独占禁止法遵守状況等の監査や再発防止の取組みの検証状況については、コンプライアンス委員会及び取締役会に報告



(3) 再発防止に向けた経営トップのコミットメントと全社を挙げた意識改革・組織風土改革 【「しない」ための取組み】

① 経営トップによる宣言の発信

独占禁止法違反を疑われる事態を二度と繰り返さないという強い決意と、再発防止に向け全社一丸となって意識を新たにする旨を社長が表明し、全役員・従業員へ意識改革と組織風土改革を呼びかけ [強化]

② コンプライアンスを最優先する意識や法令違反リスクを指摘しあう組織風土の醸成

全役員・従業員の研修を通じて、業界・職場等の慣習や業務目標よりもコンプライアンスを優先する意識を醸成 [強化]

また、役員自らが、出席する経営会議等の会議体において、担当部門を越えて積極的な議論を展開することなどを通じて（役員対象の研修に織り込み）、率先して法令違反リスクを指摘し合う組織風土を醸成 [強化]

- 今回、公正取引委員会から行政処分を受けたことにより、お客様をはじめ関係者の皆さまには、多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。
- 今後、二度とこのような疑いをもたれることのないよう、これまで進めてきた取組みに加え、本取組みを着実に実施し、独占禁止法を含む法令等遵守のための取組みの一層の強化を図ってまいります。